

令和8年度（2026年度）

事業計画書

令和8年（2026年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日

公益財団法人庭野平和財団

[事業活動]

(公益目的事業 1)

I. 宗教的精神にもとづく平和のための活動と研究を推進する事業

宗教的精神にもとづく平和のための活動を推進する宗教組織及び市民組織を次の事業で支援し、その活動の質的向上とその活性化を図る。

1. 宗教的精神にもとづく平和のための活動に関する社会調査・資料収集事業

宗教組織及び市民組織が行う平和のための活動に関する社会調査・資料収集を行い、その結果を公表する。

(1) 社会調査

令和8年は実施されない。一方、令和7年度に実施した社会調査については成果を発表する予定である。

(2) 情報・資料収集

- A. 宗教組織と市民組織が携わる平和に向けた活動の情報を収集する。
- B. 助成事業において採択された国内外の団体での事業の進捗や成果等の情報を収集する。
- C. その他の関連する事業の情報・資料収集

2. 普及啓発事業

公益目的事業（社会調査、情報・資料収集、褒賞事業及び助成事業）の成果を、宗教組織及び市民組織の関係者を主たる対象に、セミナー、シンポジウムの開催により普及啓発する。そのことにより宗教組織及び市民組織の人材の育成、専門知識の取得及び組織の活動の充実を目指す。

(1) 宗教と平和に関連するテーマに基づくシンポジウム、学習会、ワークショップ等を企画し、開催する。

(2) BNN（仏教 NGO ネットワーク）の企画委員会に参加してその活動の促進に協力する

とともに、年1回程度発行されるBNNのニュースレターの編集等に協力する。

(3) ウェブサイトを利用した情報公開

公益目的事業1、公益目的事業2及び公益目的事業3の内容等の公開につとめる。

なお、例年、贈呈式後に京都にて実施していた受賞者記者懇談会については、近年その効果が乏しいとの意見も踏まえ、協議の結果、本年は実施しないこととする。

(公益目的事業2)

II. 宗教的精神にもとづく平和のための活動と研究に功績のある者に対する褒賞

宗教的精神にもとづく平和のための活動と研究に功績のある者に対する褒賞として、庭野平和賞の贈呈と庭野平和賞奨励賞の贈呈を行う。また、その業績を国内外のメディアを通じて世界的に広報する。

1. 庭野平和賞

宗教的精神にもとづく平和のための活動と研究をとおして、人びとの幸福と平和な社会づくり、ひいては世界平和の推進に顕著な功績をあげた個人又は団体の表彰

(1) 第43回贈呈式・記念講演

a. 日 時：令和8年5月12日 午前10時30分～午後1時30分

b. 会 場：国際文化会館（東京都港区）

c. 概 要：第43回庭野平和賞贈呈、受賞者による記念講演。

第43回庭野平和賞受賞者、財団関係者、宗教関係者、学術経験者、市民活動関係者、マスコミ関係者など120名程度の参加を予定。

(2) 庭野平和賞委員会

第44回庭野平和賞受賞者の選定並びに第45回候補者の受付及び審査等を行う。

推薦依頼・受付の後、オンラインでの庭野平和賞委員会において選考を行い、第44回受賞者を選定し、公式発表する。

2. 庭野平和賞奨励賞

宗教的精神にもとづく平和のための活動と研究をとおして、地域に根差しつつ、人びとの生活にとって身近で具体的な課題に取り組み、人びとの幸福と平和な社会を構築するための先駆的で萌芽的、実験的な活動に功績をあげた個人又は団体の表彰

(1) 第5回庭野平和賞奨励賞受賞者の選定

推薦依頼・受付の後、庭野平和賞奨励賞委員会において選考を行い、第5回受賞者を選定し、公式発表する（令和9年2月 予定）。

(2) 第5回贈呈式

受賞者の活動地である現地にて贈呈を行う。ただし、受賞者の状況等によっては日本に招いての贈呈又はオンラインでの贈呈を行うこともある。

（公益目的事業3）

III. 宗教的精神にもとづく平和のための活動及び研究に対する助成

人びとの幸福と平和な社会づくり、ひいては世界平和の推進を目指した宗教的精神にもとづく平和のための活動と研究へ資金助成を行う。

1. 公募による助成

(1) 助成総額 10,000,000 円

(2) 実施時期

募集期間 令和8年9月中旬～10月中旬

選考委員会 令和8年2月

助成期間 令和9年4月から1年間あるいは複数年間

(3) 助成先の決定

公募助成小委員会が審査し選定した助成先を、理事長の決裁で決定する。

2. 非公募による助成（NPF プログラム）

(1) 助成総額 20,000,000 円

(2) 年度計画当初の助成

NPF プログラム助成小委員会の審査を経て理事会で決定した助成先

(3) 年度内の採択（臨時助成）

年度計画当初の助成における助成先が決定された後に申請された、活動が1年未満で終了する短期的な案件について、NPF プログラム助成小委員会で審査し、理事長による決裁で助成先を決定する。

3. 指定寄附による助成

他団体からテーマ、対象分野、対象地域、年限等の指定と財源が提供され、当財団でそれらを基にプログラムを企画立案して行う助成。

本年度はこの助成に該当する他団体からの財源等の提供がないため実施しない。

4. 助成委員会の開催

助成事業全体の方針、各小委員会の運営他、助成事業に関する重要事項を検討する。

[法人運営]

1. 総務

法務に関する業務、理事会や評議員会、諸会議の運営に関する業務他の事務を遂行する。

2. 財務

資産の運用・管理、経理処理他の会計業務を遂行する。

3. その他の活動

移転計画の諸調整

以 上